

平成25年度奈良県防災会議 議事録

日時：平成26年2月5日（水）

午後14時00分～午後15時30分

場所：奈良県新公会堂

（奈良市春日野町101）

進行（尾崎補佐）：ただ今より、奈良県防災会議を開催いたします。本日は大変お忙しいところ、また大変寒い中ご出席いただき、まことにありがとうございます。本日司会を務めさせていただきます、県防災統括室の尾崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、開会にあたりまして、奈良県防災会議会長であります荒井奈良県知事から御挨拶申し上げます。

会長（荒井知事）：ひとことご挨拶申し上げます。奈良県防災会議にお忙しい皆様方、このようにお集まりいただきまして感謝を申し上げます。

この防災会議で議論していただいております防災計画は、災害対策基本法に基づく法律規定の計画でございます。お手元の参考資料にその根拠は書かれておりますが、法規定の計画を我々は作らせていただいております。

この法規定の防災計画は、災害がこの地域で起こった場合に羈束性があり、この計画に従って関係者は行動する義務が発生するものであります。そのような観点から、大変重要な防災計画であると思っております。

この防災会議をこのようなメンバーとすること、また知事が議長を務めることなども法律規定事項でございますので、災害に対する基本的な枠組みになるものでございます。その防災計画を見直して結論を出す時期が近づいております。2年間検討して、この年度内にでも確定させていただきたい。本日は実質的に最終の会議になればという運びでございます。

防災計画の見直しは、2年以上前に見直しをしようということを決意いたしまして、見直し作業に入りましたところ、しばらくたって東日本大震災が発生しました。また、南部振興をしようということで、南部振興の組織を作りましたら紀伊半島大水害が起きました。防災計画の見直しをする大きなタイミングにきていたのだなと改めて思いました。紀伊半島大水害が起きましたので防災計画の見直しも念入りにしようと思い直しまして、関係者の皆様と協議を重ねてまいった訳でございます。2年以上作業を行ってきたわけでございますが、今回、いよいよ大詰めの時期にきていると思っております。この防災計画は、我々が災害が起こった時に頼りにする、マニュアル、バイブルでございます。原本は

大変分厚いものではございますが、これを頼りになる防災計画に仕上げていただければと改めて心から念ずる次第でございます。

会議の性格上、席が大変離れておりまして、発言しにくい面もあるかとは思いますが、是非忌憚ないご意見を賜り、計画の策定に参画をいただければと思う次第でございます。改めてお忙しい中のご参加に感謝を申し上げまして冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございます。

進行（尾崎補佐）：続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。会議次第、本日ご出席委員の方々の名簿、配席図、次に資料1、資料2、資料3、資料4及び先程知事から説明がありました参考資料となります。加えて水害・土砂災害等編、地震編としまして、奈良県地域防災計画（案）の分厚い資料が2冊でございます。以上これらをご用意させていただいております。もし不備等がございましたら、係の者がお持ちしますので、挙手いただいております。もし不備等がございましたら、係の者がお持ちしますので、挙手いただいております。

では、ただいまから議事に入らせていただきたいと思います。会長の荒井知事に議事の進行の方をお願いいたします。

会長（荒井知事）：それでは大変恐縮ではございますが、時間の制約もございますので、早速議事に入らせていただきます。本日の唯一の議案でございます第1号議案、県地域防災計画の見直しについて、資料1、資料2、資料3に基づきまして説明を事務局の方からお願い申し上げます。

事務局（中澤室長）：（資料1、資料2及び資料3に基づき説明）

会長（荒井知事）：それではご意見を承りたいと思います。いかがでございますでしょうか。挙手をいただけたらと思います。

東川委員（奈良県市長会）：失礼いたします。奈良県市長会の御所市長東川でございます。3点程質問とお願いをさせていただきます。

まず通信体制の整備計画について、情報の伝達については市町村の役割が大変多くなっておりますが、これらはすべて市町村内の情報伝達をやっております。一方、県や関係機関との情報交換も非常に重要な役割であり、この時に大きな力を発揮いたしますのが、県の防災行政無線でございます。計画の中に平成15年度に整備され10年経過しているため、可及的速やかに再整備を図るとありますが、具体的にどのように整備されるのでしょうか。

2つ目は、お願いになろうかと思いますが、自主防災組織について、これも各市町村が取り組んでやっております。特に奈良県では、平成22年から色々な制度設計をして下さり、県全体としては全国平均の結成率を上回っている状況でございますが、市町村は大変苦慮している実態もございます。その際に資材の整備等、市町村が一体となって自主防災組織の基盤整備づくりができるよう、県にはご支援いただきたく思います。

最後に、ここ数年国の方で緊急減災事業の補正予算が生まれ、様々な制度が設計されておりますが、市町村といたしましてもそれぞれの研究しなけれなりません、そういう情報

につきましても、きめ細やかに県から情報発信をしていただきたく思います。

会長（荒井知事）：ご質問ありがとうございます。最初は防災行政無線を整備すべきだ、計画には書いてあるが進捗はどうなっているのかという内容かと思います。事務局より回答をお願いします。

事務局（中澤室長）：防災行政無線でございますが、ご指摘の通り10年程経過しております。15年くらいは持つと言われておりますが、これを踏まえまして、県としては今年度に、次期防災行政無線のシステムをどのように更新すべきか、基本構想の検討を現在行っている所です。

この構想をもちまして、来年度からまさにユーザーであります市町村の方々に、次期防災行政無線のあり方へのご意見をいただき、具体的な整備計画を作成していきたく思っているところでございます。今、防災行政無線は電話・FAXですが、メール・データのやり取りにも対応出来るシステムにさせていただきたいと思っておりますので、ご協力の方よろしくをお願いします。

会長（荒井知事）：具体的な回答はありませんでしたが、被災者・被災可能性のある方とのコミュニケーションというのは、紀伊半島大水害を踏まえた最重要課題だと認識されておりますので、コミュニケーションのやり方・ツールの検討が必要です。デジタル化・衛星化に行政サイドが十分乗り切れてないというのが実情でございます。デジタル化をどう進めていくか、急速に進化している中、どうするかが検討課題であり、電話・FAXだけではなく、スマホ・衛星等のデバイスの研究は進んでいるのですが、進歩が激しいために、どの方法でやるのかということを確認できていないと認識しております。行政と遠隔地におられる住民とのコミュニケーションも大事であり、どのように確保するかが課題であり、どのように整備するか、進歩にあわせてすみやかにフォローするという方向性で確認させていただきたと思います。

2点目にご要望された、自主防災組織の整備については、意見交換・情報交換をして整備を進めたいと思います。

3点目にお話された緊急防災予算とは、国土強靱化によるものと思われませんが、奈良県は耐震化率が低い、地震の場合被害が大きくなる可能性を認識し、その上で耐震化の推進を進めたいと思っております。

自主防災拠点、福祉避難所を含めまして課題として認識しておりますが、関心をもってフォローしたいと思います。

会長（荒井知事）：そのほかにご質問はございましたらお願い申し上げます。

辻内委員（奈良町村会）：私は黒滝村の村長をしております。紀伊半島大水害及び昨年の台風18号で多くの被害を受けた上での質問でございます。紀伊半島大水害では、孤立集落が発生しました。今後南海トラフ巨大地震の発災において、そういった孤立集落が発生するであろうと思われまます。特に私たち山間部におきましては、通信や道路が途絶えるため、孤立集落の発生に備え、様々な対策が必要と考えておりますが、この集落対策に今回

の防災計画は、どのような対策を検討されているのでしょうか。もう少し具体的にお答えいただけたらありがたいと思っております。

そして、私たちが被害を受けましたとき、復旧・復興にお力を貸していただき、台風18号では、紀伊半島大水害の対策を取られていましたので、少しの被害で済んだことをあらためて奈良県並びに関係機関に御礼を申し上げたいと思います。

それと、防災ハザードマップが黒滝村にはございますけれども、その中で避難場所としては集会所等が多いのですが、それらの避難場所を見たときに、急傾斜・洪水地域内に入っているものがほとんどでございます。そのため、一つお願いでございますが、県の専門家の人たちと山間部の避難所が適切かどうかを、もう一度検討したいと思っておりますが、そういったときに、県の人たちと特に一緒に、現状をもう一度見直したいのでご協力をお願いしたいと思います。以上です。

会長（荒井知事）：1つ目はご質問で、孤立集落の概要について、防災計画にどのように書かれているのかということについて、防災計画は関係者が果たすべき義務をそれぞれ主体事書に書いてある訳でございますが、予防・応急どのように書かれているかというご質問でございます。

2つ目は、避難するときのお願いと言うことでございますが、誰へお願いと言うことになるのでしょうか。県へお願いするということでもよろしいでしょうか。

辻内委員（奈良町村会）：地元と一緒に県と、ということでございます。

会長（荒井知事）：分かりました。では孤立集落対策の事例について、事務局より1、2例をお願いします。

事務局（中澤室長）：資料2の13ページ右下「孤立集落対策」において、「孤立する可能性のある集落に、非常用電源・衛星携帯電話・双方向通信可能な防災行政無線の子機などを整備しておく」と記載をしております。また、避難所等の非常用電源等の整備においては、県の方で補助を用意させていただいております避難所機能緊急強化事業をご活用いただければと思います。道路が寸断された場合は、ヘリでの救援が必要であり、臨時ヘリポートの状況を、現在市町村に照会をさせていただいている所でございます。

会長（荒井知事）：1番大事なのは地域防災計画そのもの、我々にとってバイブルと先程申し上げましたが基本的にこれが大事だと思っております。県の責任が割と多く書いてございますので、これが出来上がりましたら、県の仕事・責務、知事の仕事について、水害の時はこれをしないといけない、地震の時はこれをしないといけないというふうに計画を切りとって冊子を作ろうと思っております。市町村におかれましては、市町村長の義務が明確にされていますので、これだけはしないといけないということの切り抜きをしてもらいたいと思います。現場の対応がなにより一番大事ですので、市町村長さんにはそれを作ってもらいたいと思います。

実際に災害が起こった際、誰に頼めばいいのか、パニックになることが職員を含めて多いと思われまますので、やるべきことをまず確認する、まず書いてあることをする、具体的

に何をするのかを市町村との間でコミュニケーションをとりながら、現場は数日間てんやわんやとなるので、書いてあることを基本にして、常時確認していきたいと思っています。その上で、事前に気づきの点は確保しておこうということが、県の防災計画にあるものと思います。今後、こういったものはできないものだとか、すべきものだとかいった点がありましたら、市町村から県に対しても、こちらからも気付いたら相互確認し合うといった精神で防災計画の実効性を高めていきたいと思います。また今後ともやるべきことを確認するといった作業は行政機関間で続けて行きたいと思います。また各機関の役目も明示されておりますので、是非今後とも災害が起こった時の各機関様の役割をこの計画から切り取って常時確認ということをお願い申し上げたいと思う次第でございます。

会長（荒井知事）：ご質問、ご意見ありがとうございました。そのほかご意見等ございませんでしょうか。

荻野委員：今回の件で、ハード面は充実していると思われませんが、自主防災組織の充実している地域と、十分に活動できてない地域との差が大きいと思われれます。個人の考えですがこれからの防災計画は、やはり地域の防災力を高めるために、自分たち住民同士が地域での防災会議をするべきではないかと思えます。今、自主防災組織は役員会で管理されていますが、避難所単位で小学校のPTA・地域の役員・民生委員等いろんな組織の皆さんとの会合を持ってその地域での問題点、どういう風に運営していったらいいかなど、日頃から話し合っていれば、災害が起きたときに有効な活動ができると思うので、地域防災力アップのための地域での防災会議といったものを加えてもらえないかと思えます。

会長（荒井知事）：自主防災組織の実力に差があるとの指摘、そのとおりだと思います。日頃の活動の差、リーダーの意欲の差があるのが現実だと、県も認識している所でございます。あまり差がつかないように活動力をあげるべきという、大変貴重なご意見だと思います。平時の自主防災組織の活動を心がける、市町村も県も自治会も、防災リーダーを養っていけるように、民間の方もぜひご協力をお願いしたいと思います。

平時の活動が高まりますと、防災組織の活動と相まって、防犯力が高まることが検証されています。地域のリーダーの活動を励まし支援をしていきたいと思いますので、自主防災活動・防犯活動への温かい目をお願い申し上げます。

県庁職員の地元での活動を奨励するようにはしておりますが、県内の自治会組織のリーダーは実は企業OBが多く、サラリーマンとして働いた方が退職後地域で大きな力を発揮していただいている事が実情でございますので、そのような方を評価・奨励し、また教訓をいただきたく活動をしたしたいと思いますので、そのような認識でよろしいでしょうか。

会長（荒井知事）：その他のご意見、是非お願い申し上げます。

徳岡委員（奈良県消防長会）：奈良県消防長会の会長をさせていただいております、徳岡でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。ただ今お示しいたされました、地域防災計画（案）の内容の中で、資料1の5ページに受援体制のことが書かれておりますが、若干説明させていただきたいと思えます。我々消防機関で、全国ネットで運用されており

まず緊急消防援助隊について、お話させていただきたいのですが、阪神大震災を教訓として作られた緊急消防援助隊は、先の東日本大震災においても北海道から沖縄まで、全国の消防本部が被災地に向かいました。例えばこのような体制が、奈良県で同様の災害が発生した場合に、その受援の体制としてどのような形を考えられているのかということが、質問の要点になります。この受援計画につきましては、県が受理していただく形になっておりますが、主にやっけていただいているのは消防救急課さんが中心だと思いますが、県庁の中で防災に関わる部署、担当していただいております消防救急課さん以外のすべての部署におきましても、地域防災計画を理解していただきまして、全体的な県庁としての取り組みをよろしくお願ひしたいと思ひます。受援体制につきましては、市町村が主体となってやっけていくことは分かっておるところでございますが、それ以外のすべての活動の調整、例えば国との調整であったり、実際に支援に来てくれた他府県との調整であったり、各来訪消防機関等との連絡調整、こういう所は県の方で調整の役割をやってもらわなければならぬとなりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。特に緊急消防援助隊の受入となりますと、その受入が可能な施設・場所というものが不足するおそれがあると私は考えております。消防の活動拠点の選定に困窮することのないように、県には協力をよろしくお願ひしたいと思ひますので、この点について、県のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

会長（荒井知事）：資料の1によりますと、5ページ目の受援・支援体制の整備についての②で受援体制の整備について書いてございますが、この中身についてどうかというご質問でございます。本計画の中では色々出ているものと思ひますので、事務局から説明していただきたいと思ひますが、地震編の中でございますと、124ページで「第27節 受援体制の整備 第2 応援受入体制の整備 1. 市町村及び県は、災害時に要請する応援業務を整理しておくものとする。 2. 市町村及び県は、迅速、円滑に応援が受け入れられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、等々を確保する。」とあり、これに基づいて具体的な整備をする訳であります。事務局より受援体制の整備体制についてご紹介をお願ひします。

事務局（村戸消防救急課長）：緊急消防援助隊受援計画においては、県外から緊急消防援助隊の活動の調整を行うため県に県職員や代表消防機関（奈良市消防局）の職員、市町村職員等により構成される消防応援活動調整本部が設置され、緊急消防援助隊の県内への進出拠点や被災地での活動拠点等の調整を行います。

緊急消防援助隊の被災地での配置場所は、被災地市町村長等が決定することになります。県内への進出拠点につきましては、平成21年7月に策定いたしました受援計画において定まっております。

しかし、その後の東日本大震災や紀伊半島大水害、また本県の消防広域化の進展、また自衛隊の受け入れ、先月には天理消防署の新築等もあり、環境変化の中で今後見直しの検討を行う中で、ご指摘の事項も考慮しつつ進めていきたいと思ひています。

会長（荒井知事）：ちょっとわかりにくかったかもしれませんが、地震編の124ページの受援体制の整備では、縣市町村の受入を円滑にするために場所の確保など書いてある訳ですけど、現実には、東北の大震災があった時などには、現地に消防車が行くも、現地での受入体制が十分ではなく混乱したと聞いております。もし大きな災害が起こった場合、支援活動の方が早く、受援地の方が十分ではなく整理がつかない、消防が行って十分な活動が出来ないことを心配されての質問だと思います。124ページでは十分書ききれて無い部分だと思うので、東北の経験・紀伊半島大水害の経験及び過去の経験等を踏まえ、実際に起こりうるような想定を防災計画は、最低限の我々が果たすべき役割を明示してあると解釈すべきだと思いますので、この書いている他に、民間同士あるいは行政と民間、例えばコンビニ協定等と、たくさんの個別協定があるわけでございますので、具体的にはどのように整理すべきかで必ず混乱が起こると思います。消防組織でも心配されるくらいでございます。

自主的・自立的に活動できる組織には、自衛隊・警察・消防それと市町村行政くらいがまず自主的に活動され、後はインフラ、関西電力さん等がそれぞれの能力で活動されるのが通常でございます。受援地・被災地の受援体制がどの程度あるのか、まず確認する作業から始まるわけで、1、2日は確認する作業が続くと思われまます。そのような想定を意識して、今災害までに準備する項目は何か。計画の具体化ということは、他のポイントにもあると思いますが、受援体制の整備という切り口はとても大事な切り口と思われまますので、計画の具体化の確認を続けさせていただきたいと思われまます。

会長（荒井知事）：ご意見ありがとうございました。他にございますでしょうか。

木本委員（日本防災士会奈良県支部）：日本防災士会の奈良県支部の木本と申します。前回もお話させていただきましたけれども、先ほど荻野委員から自主防災組織ということで、ご意見がありましたが、私も大概の自主防災活動に参加しておりますが、自主防災組織に参加されている方々は、明日、明後日にも要援護者になるような方ばかりです。

その点で今回は資料1の3ページ3.に記載している、防災関係主体の役割分担と責任の明確化ということで、①学校における防災教育についていれていただきました。地震編でいいますと54ページに記載していただいております。これは非常に重要なことでこれから必要なことであると思っております。

次に地震編58ページ第7節の防災訓練計画につきまして、この中に、教育委員会、各学校の参加について記載がないかと思われまます。せっかく防災教育の部分には記載されているのに、訓練には記載されていません。まず教育については頭で覚える。しかし災害時においては災害心理といいまして判断力が低下し、自分で判断できなくなってしまう。体で覚えるという意味についても訓練の部分についても、学校や教育機関などの記載をいただければと思われまます。

会長（荒井知事）：ありがとうございました。日頃の避難訓練、防災訓練について備えの中で、教育機関についての記載が必要であるとの意見でした。去年の総合訓練では初めてな

んですが、避難の実習をしようということで、学校の人に参加していただいて生徒さんに実際に避難訓練をしていただきました。避難訓練の実習というのを今まであまりしてこなかったという反省を踏まえてのことでございますので、今後とも学校の生徒さんの参加した訓練は続けたいと思っております。文言が欠けていれば入れるという方針で臨むべきだと思いますが事務局としていかがですか。

事務局（中澤室長）：訓練のところに地域の方々については書いていますが、学校、生徒の記載がないというご指摘でございます。学校での防災教育の中には地域との連携について書いているのですが、確かに今おっしゃっていただいたところにつきましては、生徒という表現はありません。全く意識をしていないわけではないのですが、地震編の59ページの第3の防災関係機関等の訓練というところの3行目には児童・生徒等が参加する訓練を積極的に行うと記載しているのですが、確かにおっしゃっていただいたようにバランスは悪いかも知れません。追加をする方向で検討したいと思います。

会長（荒井知事）：書きぶりが少し不足しているのではないかとのご意見です。とりわけ58ページの県、市町村が実施する訓練への住民と書いてございますが、生徒の参加も大変重要だとかのご指摘と思います。59ページには学校などは積極的に参加協力を行うとございますが、学校の先生が参加しても生徒は参加しないということがあるかもしれないので、その辺を明確にする姿勢が必要であるのではないかとのご意見も実質的に入っているように解釈されますので、ご意思に添うように修正をしてもらって、確認をさせていただくようにしたいと思います。

会長（荒井知事）：他にご意見ございますでしょうか。

岩崎委員（日本放送協会奈良放送局）：NHKの岩崎でございます。NHKでは発災したときは速やかに情報収集しテレビ、ラジオのニュースで、避難勧告等の情報を速やかに放送するという事になっております。今回新たに公共情報コモンズの検討と記載が入ったわけでございますが、これは本当に非常に大事なことであると思っております。NHKでは全国で公共情報コモンズと連携して国民のみなさまに避難情報を速やかにお伝えするという事に取り組んでおりまして、関西におきましても兵庫県をはじめとして、どんどんコモンズへの情報提供が進んでおります。

奈良県におきまして今回記載されたわけですが、今後の検討のタイムスケジュールといたしまししょうか、その辺のイメージをもしわかれば教えていただければと思います。

会長（荒井知事）：公共情報コモンズの進捗状況ということについての質問でございます。お答えできますでしょうか。

事務局（中澤室長）：公共情報コモンズの推進につきましては、昨年末に市長会さんから県に対して県全体の市町村が加わる形で進めたいということで、ご要望をいただいたところでございます。実はこれまで公共情報コモンズにつきまして、十分な意見交換が市町村の方々とできておりませんでした。説明会などは行っておりましたが、それぞれの市町村さんの意向等の確認はできておりませんでした。現在はそういった段階ですが、年度内に市

町村の方に一度集まっていたきたいと思っております。

基本的には全市町村に参加いただきたいと思っておりますが、具体的に進めていこうといたしますと、入力ツールとして県の方でも別途、防災情報の伝達を行うようなシステムと
いうのを導入する検討も必要ではないかと思っております。

現在は被害情報等を含めまして市町村の方々からはFAXで連絡をいただいている状態
ですが、そのあたりのシステム管理も併せて進めないと、今までの入力手続きはそのまま
で、重ねてコモンズへの入力作業もお願いをするのは少しご負担を増やしてしまうかたち
になってしまいます。そのあたりも含めて市町村の方々とは検討をすすめたいと思いますが、
具体的には何月までに導入しますといったところに現在は至っていない状況でございますの
でご理解をいただきたいと思っております。

会長（荒井知事）：今おっしゃっていただきましたように、情報共有というのは、何よりも
パニックにならないようにするためにとても大事でございますので、情報共有のところ
にもいろいろな書き込みがありますが、ご主旨に沿うように、この計画上書き込めるかど
うかは、他の方のご意見もそうでございますし、今日いただいた意見は、この計画の文言
に反映する方向で検討して発言者の方に確認していただくということと、文言上は頼りな
い非常にフラットな表現であっても、この計画策定後に進めていくべき仕事として確認す
るという作業が必要かと思っておりますので、そのように今後取り組みを進めさせていただき
たいと思っております。

会長（荒井知事）：他ご意見ございますでしょうか。

福井委員（奈良県LPガス協会）：奈良県LPガス協会の会長の福井と申します。資料2の
10ページでございますが、現在奈良県LPガス協会は奈良県さんとは災害時にLPガス
の供給協定を結ばせていただいているところです。ただ各市町村となりましたら、結んで
いるところもありますし、まだ締結されていないところもございます。ついては県から市
町村に対して、積極的に締結できるようにご協力を願いたいこと、もう一つは、避難所
におけるライフラインですが、災害時に役立つ非常用電源としてのLPガス発電等の活用と
書いているんですが、災害時の時にLPガスを持って行きましても設備がなければ使えま
せん。ですが避難所において、一部LPガスをご利用していただければすぐにでも役に立
ちます。例えば、この間の水害の十津川ではその日からすぐに避難所としてフル活用とな
りました。今回は災害時の非常用LPガス発電機を置いていただき本当にありがとうございました。
つきましては、各避難所において一部LPガスのご利用を願いたいと思ってお
ります。以上です。

会長（荒井知事）：ありがとうございました。少し話は変わるのですが、障害者あるいは要
介護者などの要援護者の方への避難について申し上げます。最近、要援護者の避難体制の
確立が当然のことになってきておりますので、この防災計画でも当然盛り込みかつ実効を
上げていきたいと思っております。一つは各市町村の避難所運営、要援護者に配慮した避
難所運営が大切です。計画の中に重要項目として入れるとともに、県、市町村の役割、あ

るいは協定というかたちで確認するということが想定される今後の活動でございます。作業として確認していくようにしたいと思います。市町村ごとに要援護者の避難所を担当できなければ、隣市町村と共同して、いざとなったら近くだからそちらで頼むよと、いったような共同経営ということも可能かと思えます。

また災害病院の整備についてもこれは県としてがんばらなければいけないことではありますので、災害病院の体制の確立、病床の確立といようなこともすすめてはおりますけども、これは文字だけではなく現実に病院の体制を整備していかなければならないということで、注視しながらお願いをしている状況ではございますが、いざとなれば混乱する分野ではないかと心配はしております。障害者、被介護者、被養護者への対応ということには意識をもって書き込みが十分かどうかを事務的に確認していただきたいと思えます。

会長（荒井知事）：その他ご意見ございますでしょうか。いかがでございますでしょうか。

事務局（村戸消防救急課長）：先ほどの消防長会会長のご質問の補足をいたします。地震編の219ページ第3章第7の中で、緊急消防援助隊の応援の受入体制等に関しまして記載をしておりますのでご確認ください。

会長（荒井知事）：わかりました。他にご意見ございますでしょうか。もし今日なければ、本日ご意見をいただいたものにつきましては、書き込みが不十分と思われるところもあるかと思えますが、事務的に修文可能か重点的に確認させていただき調査してご報告させていただきます。

また計画後のことについても触れていただいた意見がございましたので、それは貴重なご意見として、今後の計画の実行という面で反映させるよう心がけたいと思えます。

そういう点においても、この防災会議は時々ご報告の機会を得たいと思えますので、今後の進捗について、ご報告したいと思っております。

今年度内に今時点の防災計画をまとめたいと思っておりますので、ある程度日を切らせていただきたいとは思いますが、追加のご意見がございましたらいただくことは可能でございますので、気がつきましたらご遠慮なくおしゃっていただきましたら、事務局が対応いたします。

その際は、会議をするのは大変でございますので、個別のコミュニケーションをとって、ご意見について修文可能かを確認させていただき、その上でこの防災計画は概ね了承ということにさせていただきたいと思えます。

法律の計画でございますので、文言については私が責任をもって今後の説明ができるようにいたします。年度内の策定に向けてこのように取り計らわせていただいでよろしいでしょうか。

出席委員：（拍手にて了承）

会長（荒井知事）：それではこの防災計画については概ねご了解をいただいたということで、修文などにつきましては会長を仰せつかっております私にご一任いただくということで、また完成後には、ご報告はさせていただきます。ご了承ありがとうございます。

次に、報告案件がございます。奈良県地域防災活動推進条例についてでございます。事務局より資料のご説明をお願いいたします。

事務局（中澤室長）：（資料4に基づき、奈良県地域防災活動推進条例について説明）

会長（荒井知事）：本日ご議論いただきました、奈良県地域防災計画をうけまして、奈良県としての活動推進条例を県議会に諮って、2月議会で条例を作ってくださいたくというご報告でございます。今日概ねご了承いただきました、地域防災計画は国、県だけの計画でなく国の機関、市町村及び公共機関等が果たすべき業務が記載されておりますので、国にお願いする、市町村にお願いする、公共機関にお願いするという内容が防災計画でございます。県といたしましては県の果たすべき役割を防災計画上しっかりと認識して、それを議会に確認をしていただいてマニフェストにするというニュアンスの議会での条例制定の主旨でございます。市町村におかれましても防災条例を作ってくださいるところがございましたら、是非お願いを申し上げたいと思います。

最後になりますが、御礼を申し上げます。この計画は、奈良県の災害への備えの中核となる防災計画でございます。紀伊半島大水害の教訓、あるいは昨年台風18号の教訓が大変効いておりまして、今防災意識が県で歴史上珍しく上がってきている状況でございます。これを大事にして災害の被害の少ない奈良県を作り出していきたいと思っております。他府県と比較すると、奈良県は被害が相対的には少なく出る傾向がでております。大変うれしいことであろうと自認をしておりますが、気を許してはいけないのはもちろんのことでございますが、日頃の災害への備えが災害を少しでも少なくするという確信を持って、この災害への備えを我々もしっかりとしていきたいと思っておりますので、関係機関のみなさま、また民間のみなさま、是非力を合わせて、気持ちを合わせて災害があっても被害が少ない奈良県を作りあげていきたいと思っております。紀伊半島大水害の際におきましては自衛隊、近畿地方整備局などの国の機関、また警察、消防機関などのみなさま、また関電、NTTなどのインフラ関係のみなさま、ガス関係のエネルギー関係のみなさまなど多数の絶大なるご支援を賜りましたおかげで被害の拡大が防止されたものと深く感謝申し上げます。次の災害に備えてこの防災計画を糧として災害への備えを充実させていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくごお願い申し上げる次第でございます。議事につきましては以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

進行（尾崎補佐）：どうもありがとうございました。これもちまして、本日の奈良県防災会議を終了させていただきます。皆様お忙しい中、お越しいただきありがとうございました。